

蘆花記念公園再整備・運営事業化調査業務委託
特記仕様書

1. 業務の内容

(1) 前提条件の整理

蘆花記念公園（長柄桜山古墳群を含む）グランドデザイン等をレビューし、対象施設の現況調査を実施したうえで、本市及び対象施設の現状と課題、事業化に向けた基本的事項等を整理すること。

(2) 市内事業者の参画促進

本事業への市内事業者の参画を促進するため、市内事業者を対象とした勉強会またはワークショップ、ヒアリングを実施すること。具体的な内容や実施方法、実施時期については、受注者からの提案を踏まえ、本市と受注者との協議のうえ決定するものとする。

(3) 民間事業者の意向調査

本事業への民間事業者の参画可能性を確認するとともに、民間事業者からの意見等を踏まえ事業の実現可能性を高めるため、サウンディング型市場調査の実施を支援すること。実施時期は、受注者からの提案を踏まえ、本市と受注者との協議のうえ決定するものとする。

なお、参画意向を有する民間事業者へは必要に応じて追加ヒアリングを実施すること。

(4) 事業目的・事業範囲等の検討

上記(1)～(3)の内容を踏まえ、本事業の目的、事業範囲、導入施設・機能、事業期間等を整理・検討すること。その際、法的・技術的見地からの課題や、活用可能な補助金等についても併せて整理・検討すること。

(5) 事業スキームの検討

上記(4)の内容を踏まえ、本事業の事業化に向けて想定される官民連携手法を比較検討したうえで、それらの導入可能性評価を行うこと。検討においては、民間の創意工夫を最大限に生かした事業運営が実現可能な事業スキームを提案すること。また、提案した事業スキームに基づき概算事業費を算出し、VFM (Value For Money) を確認したうえで定量的な評価を行うこと。

(6) 出口戦略の検討

本事業の事業化を見据え、事業開始後の安定的な施設運営や効果発現に資する取組や工夫といった出口戦略について検討すること。その際、ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) の活用可能性及び効果の検討は必須とし、その他に効果的な出口戦略があれば、受注者にて提案すること。

(7) 打合せ協議

本業務の実施にあたり、本市との打合せ協議を着手時、中間、最終納品時に対面で実施すること。また、その他に本市からの求めがある場合は、必要に応じ適宜打合せ協議に応じること。なお、その際の打合せ協議の方法（対面、WEB）は問わない。

(8) 国土交通省への報告対応支援

本業務は国土交通省の補助金を受けて実施するものであり、同省への報告が適宜必要となる。そのため、本市が国土交通省と会議等を行う場合にはそれに同席し、必要に応じて資料説明や質疑応答への支援、議事録の作成を行うこと。

(9) 成果品のとりまとめ

上記(1)～(8)の結果を踏まえ、成果品をとりまとめること。なお、成果品となる業務報告書及び業務報告書概要版については、国土交通省の様式に従うこと。

以上